政令第　　号

平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十九年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成十九年新潟県中越沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

第一条の表を次のように改める。

激甚災害	適用すべき措置
平成十九年新潟県中越沖地震による災害	法第二十二条に規定する措置及び次に掲げる市町

村の区域に係る激甚災害にあっては、それぞれに定める措置

イ　新潟県長岡市　法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置

ロ　新潟県柏崎市及び三島郡出雲崎町　法第三条から第六条まで、第十二条、第十三条及び第二十四条に規定する措置

ハ　新潟県刈羽郡刈羽村　法第五条、第六条、第十二条、第十三条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

理　由

平成十九年新潟県中越沖地震による激甚災害に対し適用すべき措置として罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例を指定する必要があるからである。

平成十九年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案要綱

平成十九年新潟県中越沖地震による激甚災害に対し罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例措置を適用することとする。